

# Living Information 暮らしの 情報

安芸高田市 ☎42-2111 (代)  
〈FAX〉

総務部・企画振興部……42-4376  
市民部……42-2130  
福祉保健部……42-2130  
産業振興部……42-1003  
建設部……47-1206  
教育委員会……42-4396  
議会事務局……47-0250  
消防本部・消防署……47-1191

八千代支所……☎52-2111  
美土里支所……☎54-0311  
高宮支所……☎57-0311  
甲田支所……☎45-4111  
向原支所……☎46-3111

催し

## コロナシ応援プロジェクト

が始まるよ！

政策企画課

☎42-5612

趣旨

「ひろしまさとやま未来博2017」の構成事業の一つである「コロナシ応援プロジェクト」が、いよいよ3月から、各地域を舞台として始動します。応募された市民の手作りの活動やイベントに、あなたも参加してみませんか。

本市においても、安芸高田市の魅力を生かしたユニークな取り組み

みが行われます。是非、ご参加してみたいかがでしょうか。

## ●下川根ゆずオーナー制度説明会



日時 4月16日(日)

10時～11時

場所 高宮町川根 下川根集会所

内容

ゆず年間オーナー制度の説明とあわせて、実際にゆず園を訪れ、年間

を通しての作業内容やゆずの楽しみ方を学びます。

申込 なかまの柚子園

☎090-17133-1477

参加費

無料

## ●限界集落を元気快復集落へ



日時 5月14日(日)

9時～16時

場所 八千代町向山本郷地区

内容

スコップを片手に耕作放棄地を農地としてよみがえさせる取り組みで、田植え体験もあります。お子さん連れの参加も大歓迎。

申込 棚田開墾モリモリ倶楽部

☎090-19064-5325

参加費

大人 2,000円

小・中学生 1,500円

(昼食・お土産付)

【先着20名】

八千代の丘美術館「春まつり」開催  
生涯学習課

☎42-0054

八千代の丘美術館では、4月から入館される第16期入館作家12名の作品と15期入館作家の寄贈作品の展示を開始します。この展示の記念イベントとして春まつりを開催し終日無料で施設を開放いたします。また、八千代の丘美術館収蔵作品展、灰谷正夫洋画展も開始しておりますので、ご家族お誘いあわせて、ぜひお越しください。

日時 4月9日(日) 10時～17時

場所 八千代の丘美術館

入館料 無料

お問い合わせ先

八千代の丘美術館

☎52-13050



## お知らせ

マイナンバー(個人番号)カード  
を作りませんか

総合窓口課

☎42-5616

マイナンバーカードはマイナンバーの確認と本人確認が一枚のカードで可能であり、e-TAXなどの電子申請に利用できる顔写真付きのものです。カード作成を希望される方に初回に限り無料で交付されます。

手続きの流れ

○「個人番号カード交付申請書」の記入と郵送

簡易書留で郵送された通知カードの下部にある「個人番号カード交付申請書」を切り取り、顔写真を貼り、必要事項を記入、押印し返信用封筒に入れて郵便ポストに投函します。また、スマートフォンや自宅のパソコンからも申請できます。

※当初届いた「個人番号カード交付申請書」に記載された、氏名・住所に変更があった場合は、その申請書は使用できませんので、総合窓口課・各支所窓口係で新たに申請書の交付を受けてください。

○「個人番号カードの受け取り」  
個人番号カード交付通知書(ハガキ)が届いたら、指定の交付場所にご本人が受け取りにお越しください。受け取りの際に必要なものは、ハガキに記載されています。



## 障害者等交通費補助金支給制度 があります

社会福祉課

☎42-5615

市内に住所があり、市が援護を実施する方であって、次の①～⑥のいずれかで通院する方に交通費の一部を支給します。

ただし、タクシー利用助成等、他のサービスを受けている場合は対象となりません。

対象

- ①身体障害者手帳(腎臓機能障害)所持者の人工透析のための通院
- ②身体障害者手帳1～3級を所持する義務教育終了までの児童の障害の更生のための通院
- ※保護者分も支給
- ③療育手帳(A・B)所持者の障害の

更生のための通院

※保護者分も支給

④小児特定疾病対策対象児で、その治療のための通院

※対象児が18歳未満の方は保護者分も支給

⑤指定難病対象者で、その治療のための通院

⑥自立支援医療費(精神通院)受給者および精神障害者保健福祉手帳所持者の障害の更生のための通院

※対象児が18歳未満の方は保護者分も支給

補助金額

公共交通機関等の往復の運賃相当額を算出し、①の対象者は1/2、②～⑥の対象者は1/3を支給します。

※交通費の支給は申請された月から対象になります。

ご存知ですか?

4月1日は表示登記の日です

広島県土地家屋調査士会三次支部

土地・建物は生涯を通じての大切な財産です。

国民の重要な財産である土地や建物は、法務局にある登記簿に記録(登記)することにより、その権利が保全されます。ところが土地の位置や

範囲が不明となっているものや、境界紛争など様々な問題は後を絶ちません。土地家屋調査士は不動産の表示に関する登記の専門家。いざという時、あなたの街の土地家屋調査士がお役に立ちます。

「表示登記の日」の無料相談を行います。お気軽にご相談ください。

日時

4月2日(日) 10時～15時

場所

安芸高田市吉田町594-1

ゆめタウン吉田店2階文化教室

相談内容

●土地・建物の登記に関する事柄(建物の登記・土地の分筆・地目変更など)

●土地の所在などに関する事項(親から相続した土地の登記はあるのだが実際にどこにあるのか分からないなど)

●土地の境界などに関する事項(隣との境界がはっきりしないなど)

お問い合わせ先

外岡土地家屋調査士事務所

☎47-12052